

更別村農業委員会議事録

令和8年 第5回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和8年5月22日

更別村農業委員会会長職務代理者 藤 澤 典 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和8年5月22日（13時25分開会、14時30分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 （出席11名、欠席 1名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
欠席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀬田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

3番 早坂委員 4番 細川委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 西村 悠佑
村産業課 産業課長 中村 清

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
議案第2号 職権による地目変更登記の通知について
議案第3号 令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

議案第4号 令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

議案第5号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第7号 農用地の利用関係の調整について

議案第8号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

① 令和9年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて

② 役場職員における6月～9月のクールビズについて

③ 農業委員会親睦会慰労会について

④ 令和8年第6回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。本日ですが、斗澤会長が欠席ですので藤澤代理の進行で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、ただ今から令和8年第5回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は11名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

藤澤代理より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 職務代理招集挨拶

【職務代理】 では定例総会という事で、本日はお忙しい中、農作業の方も播種作業も佳境に入って本当に忙しいと思いますけども、定刻までにお集まりいただきましてありがとうございます。先ほど言われた通り、会長が欠席という事なので、代理ですけれども、あくまで代理なので進行の方は会長のように進められないので、暖かい目で見守っていただきたいと思います。

本日ですが、報告事項4件、議案8件となっております。慎重審議のほどお願い申し上げまして開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、職務代理が議長となり議事を主宰

【議長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。3 番 早坂委員、4 番 細川委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第 1 号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第 1 号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 1 号、農業者年金業務処理状況について説明致します。4 月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりで、被保険者資格喪失届出書については、厚生年金加入により資格喪失したものです。政策支援加入への変更等申出書については、今回認定農業者及び青色申告者で農業所得900万円以下という政策支援加入の要件を満たしたため、変更するものです。政策支援加入要件不該当届出書については、所得要件により政策支援加入の要件を満たさなくなったため、一般加入となるものです。住所変更届出書及び住所・氏名変更届出書については、年金上の住所・氏名が現在の住所・氏名と異なっていたため変更するものです。

続いて保険料関係です。保険料還付金振込先申出書は、資格の異動などの手続きを行った際に、保険料の還付が発生した場合の還付請求の手続きを省略するため、併せて手続きをおこなったものです。

続いて給付関係です。農業を営む者でなくなったことの届は、第三者への経営継承の手続きを行い、特例付加年金を受給する資格を得たものです。老齢年金裁定請求書（旧制度・新制度）、特例付加年金裁定請求書は、受給希望年齢到達により、年金受給の手続きを行ったものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願いいたします。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。4月定例総会議案調製以降、3件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。こちらの法人は、昨年の報告の際に、業務執行役員要件について、役員総数8名のところ要件充足者数4名ということで、50パーセントで要件の過半には達していなかったため、所在地である帯広市農業委員会とも歩調を合わせて是正するよう通知していたところで、今回は正されたものです。

2件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

3件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありました、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。4月定例総会の議案調製以降に届出のありました、農地法の規定による農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

内容は記載のとおりで、権利の取得事由は相続によるものです。

【議長】 ただ今説明がありました、ご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用調整について（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整について、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用調整、結果報告について説明致します。

4月定例総会以降の農用地利用調整委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借7件の利用調整を行っております。

1件目、内容は議案のとおりです。

2件目、内容は議案のとおりです。

3件目、内容は議案のとおりです。

4件目、内容は議案のとおりです。

5件目、内容は議案のとおりです。

6件目、内容は議案のとおりです。

7件目、内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、まず1件目から2件目について、利用調整委員長を務められました日光委員より報告お願い致します。

【日光委員】 4月14日定例総会終了後に利用調整委員会を、私と高橋秀範委員、藤澤委員、本多委員で行いました。書類利用調整ということで、いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 次に、3件目から7件目について、利用調整委員長を務めました私から報告致します。

4月14日定例総会終了後に利用調整委員会を、私と日光委員、高橋秀範委員、本多委員で行いまして、書類利用調整と委任状による利用調整ということで、特に問題なく無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

ただ今報告がありましたが、この件について何かご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 特になければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(5) 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。

賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

こちらはいずれも、相続によって父親名義だった農地を子ども 2 人で相続したところですが、それぞれの賃貸借の金額の合計が、端数の切り捨てにより相続前の金額から変更となったため、改めて全地を中間管理事業での手続きとすることとし、昨年更新の手続きをした賃貸借を一旦解約するものです。

1 件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件は後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

続いて 2 件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件も後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

続いて 3 件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件も後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

【議 長】 合意解約の説明がありました。それでは、まず 1 件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは確認するものと致します。
続いて 2 件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは確認するものと致します。
続いて 3 件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議 長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは確認するものと致します。

(6) 議案第 2 号 職権による地目変更登記の通知について

【議 長】 それでは次に進みます。議案第 2 号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 2 号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に對しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。

1 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。1 頁に図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。2 頁に図面を付けております。

現地調査につきましては、担当委員をお願いしております。

【議 長】 それでは、1 件目について現地確認いただいた田中委員の方より報告お願いします。

【田中委員】 5 月 18 日に現地に赴き、畑として利用されていることを確認したことから、地目変更登記を行う事が適当であると判断いたしました。

【議 長】 続いて、2 件目について現地確認を私がしましたので、私の方から報告いたします。

5 月 20 日に現地に赴き、畑として利用されていることを確認したことから、地目変更登記を行う事が適当であると判断いたしました。

ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、まず 1 件目について、ご意見ご質問があれば、お願いします。

(質疑等無)

【議 長】 特になければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは通知するものと致します。
続いて 2 件目について、ご意見ご質問があれば、お願いします。
(質疑等無)

【議 長】 特になければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは通知するものと致します。

(7) 議案第 3 号 令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

【議 長】 続きまして、議案第 3 号、令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について説明願います。

【事務局長】 議案第 3 号、令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について説明致します。

議案資料3頁をご覧ください。令和4年2月に農水省から「農業委員会による最適化活動の推進等について」との通知が出されております。

7頁の3最適化活動の記録及び点検・評価の実施の(1)推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施の、まず、①推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成ということで、推進委員等とありますが、更別村では農地利用最適化推進委員を置いていませんので、最適化活動を行う農業委員が推進委員等となりますが、各推進委員等は、毎年度、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等具体的に記録した記録簿を作成するものとする、とされております。

次に②推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施ということで、ア各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。イ農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、その結果を通知するものとする、とされております。

以上の規定に基づき、令和7年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価をまとめましたので、審議をお願い致します。

議案に戻りまして、次の頁から、各委員ごとに表を作成しております。

最初に各項目について説明します。まず、1推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価として、(1)最適化活動の実施状況では、それぞれの活動記録簿にまとめた内容を転記して、4月から3月までの活動日数、農地の集積に向けた活動、遊休農地の発生防止活動、新規参入の促進活動の項目ごとに整理をしております。

(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況では、農地集積、遊休農地、新規参入のそれぞれの達成状況を整理しており、農地集積は担当区域の農地面積の内、認定農業者などの担い手に集積した面積の率、集積率を算定しています。なお、この農地面積は国の統計の面積11,500haを地区ごとに按分しておりますが、集積面積は村が調査し道へ報告している、担い手の農地利用集積面積を地区ごとに按分しているため、全ての委員の集積率の実績は100%を超えております。また、斗澤会長は担当地区を持っておりませんが、最適化活動は行っておりますので、農地集積の目標及び実績では便宜上、更別東区を半分ずつ担っていることとしております。

遊休農地は、遊休農地を解消した面積です。

新規参入は、農地の所有者から新規参入者に対する貸し付け等を行うことについて同意を得た農地を、過去3年間の権利異動面積の平均の1割を目標に、取りまとめて公表するとされており、目標面積は、全村での平均の1割である49.3haを地区ごとに按分しておりますが、現在の更別村の農地の動向から、取りまとめることは当面は困難と考えております。

②自己の点検・評価は、(1)の最適化活動の実施状況、(2)の①の成果目標の達成状況を踏まえて活動実施、成果実績のそれぞれの結果を記入しております。

一番下の、2農業委員会による点検・評価の、全体としての評語ですが、議案資料11頁に、目標の達成状況の評語の適用方法とあり、推進委員等の評語については次の頁です。2推進委員等の評語 推進委員等の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表2の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表1に当てはめるものとするとしてされており、それぞれ点数を計算して合計点に当てはめて評語としています。

それでは、各委員の点検・評価の内容について説明します。

まずは斗澤会長ですが、(1)最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計82日、月当たりで6.83日になります。昨年度の活動日数の目標は月4日としていましたので、目標を上回っており、先ほどの議案資料12頁の表2の(2)活動日数目標の①で、目標を上回ったということで6点、②で6.83日は6日以上8日未満で4点です。

続いて(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況ですが、農地集積は目標の集積率103.70%に対する実績の集積率103.88%の達成率を計算すると100.17%となっており、こちらも先ほどの議案資料12頁の表2の(1)成果目標の①農地の集積で達成率90%以上110%未満の2点です。次に遊休農地は、遊休農地が無いとため、新たに発生させないとしており、この場合は達成率110%以上でよいとされているため、4点です。

新規参入の促進は、貸付け等の同意を得た農地はありませんので、達成率90%未満で1点です。

②の自己の点検・評価は活動実績、成果実績それぞれ期待通りの結果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、先ほどの点数の合計が17点となっており、こちらも先ほどの議案資料12頁の表1の合計点15点以上20点未満の評語、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて高橋秀範委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計78日、月当たりで6.50日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの結果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」

となります。

続いて本多委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計74日、月当りで6.17日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの成果が得られた」となります。

続いて早坂委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計95日、月当りで7.92日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの成果が得られた」となります。

続いて細川委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計119日、月当りで9.92日になります。目標を上回ったということで6点、8日から12日で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が21点となっており、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

続いて井上委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計49日、月当りで4.08日になります。目標を上回ったということで6点、6日未満で0点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしており

ます。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が13点となっており、「目標をやや下回る結果となった」となります。

続いて藤澤委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計80日、月当たりで6.67日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの成果が得られた」となります。

続いて日光委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計82日、月当たりで6.83日になります。目標を上回ったということで6点、8日以上13日未満で8点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの成果が得られた」となります。

続いて家常委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計80日、月当たりで6.67日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの成果が得られた」となります。

続いて田中委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計77日、月当たりで6.42日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先

ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

続いて瀬田川委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計93日、月当たりで7.75日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

最後に高橋英樹委員ですが、(1)の最適化活動の実施状況は記載のとおりで、活動日数は合計83日、月当たりで6.92日になります。目標を上回ったということで6点、6日以上8日未満で4点です。

(2)の①成果目標の達成状況ですが、農地集積、遊休農地、新規参入は先ほどと同じく2点、4点、1点です。

②の自己の点検・評価はそれぞれ期待通りの成果が得られたとしております。

一番下の農業委員会による点検・評価の全体としての評語ですが、点数の合計が17点となっており、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

以上、各委員の最適化活動の点検・評価について説明いたしましたが、議案資料7頁を再度ご覧ください。3の(1)の②のイ、農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、その結果を通知するものとする、とされております。

この場で意見が出された場合は、議案の点検・評価の様式の最後、総会で出された意見の欄に追記の上、各委員に通知することとなります。

【議長】 毎年のことながら事務局には本当にお疲れ様です。ということで、ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたら、お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければこの内容で点検・評価してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、この内容で進めていく事とします。

(8) 議案第4号 令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

【議長】 続きまして、議案第4号、令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について説明願います。

【事務局長】 議案第4号、令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について説明致します。

先ほどの議案資料7頁をご覧ください。3最適化活動の記録及び点検・評価の実施の(2)農業委員会の最適化活動の記録及び点検・評価の実施ということで、農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする、とされております。

推進委員等の点検・評価とは別に、農業委員会全体の点検・評価も行う必要があるという事になります。

以上の規定に基づき、令和7年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価をまとめましたので、審議をお願い致します。

議案に戻りまして、次の頁が農業委員会の最適化活動の点検・評価の様式となっております。1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、前年度の集積率を目標としておりましたが、実績として、農地面積は統計の数字から、集積面積は村が調査し道へ報告している担い手の農地利用集積面積を使用しており、昨年同様100%を超えております。

(2)遊休農地の解消等ですが、遊休農地が無く、新たな発生もありませんでした。

(3)新規参入の促進ですが、先ほどの議案でも説明しましたが、農地の所有者から新規参入者に対する貸し付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表した面積ですが、更別村の農地の動向から、当面は取りまとめは困難と考えております。

2の最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、委員全体の平均が月当たり6.9日で目標の4日を達成しています。

(2)活動強化月間ですが、3回実施しております。

(3)新規参入相談会への参加ですが、委員さんに直接お願いする様な機会が今のところ持っておりません。

3の点検・評価結果ですが、こちらは議案資料11頁の表により当てはめることとなっており、表2の(1)成果目標の①農地の集積は、目標集積率103.5%に対する実績集積率103.9%の達成率を計算すると100.3%になり、達成率90%以上110%未満の3点、②遊休農地の解消は新たな発生が無い

め達成率110%以上でよいとされているため、5点、③新規参入の促進は取りまとめが出来ていないため、達成率90%未満で1点、(2)活動目標の①活動強化月間の実施は、3月以上で1点、②新規参入相談会への参加は、参加がないため点数無し、合計で10点となり、表1の10点以上15点未満の評語「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

推進委員等の点検・評価結果は、先ほどの推進委員等の評価の評語ごとの集計で、目標に対し期待を上回る結果が得られたが1人、目標に対し期待どおりの結果が得られたが10人、目標に対して期待をやや下回る結果となったが1人となっております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等がありましたら、お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければこの内容で点検・評価してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この内容で進めていく事とします。

(9) 議案第5号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

【議長】 次、議案第5号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第5号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明を致します。

議案資料7頁をご覧ください。一番下の(1)点検・評価結果等の公表とありまして、農業委員会は、毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びに、これらの点検・評価結果を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする、とあります。

以上の規定に基づき、公表の内容をまとめましたので、審議をお願いいたします。

なお、昨年の計画策定時に記載していた各項目の現状及び課題、目標については説明を省略致しますので後ほどお目通しをお願い致します。

それでは議案の次の頁からになります。

ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要のそれぞれの項目について、それぞれ指定された統計

等を基に記入しています。

次の頁、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の実施状況」の「農業委員会の実績及び点検・評価結果」、1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の③実績は、先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の実績から転記しており、達成状況は 100.4%です。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

(2)遊休農地の発生防止・解消の、次の頁の③実績ですが、遊休農地がないので、記載はありません。④その他として、農地パトロールの内容を記載しています。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

(3)新規参入の促進ですが、次の頁の③実績ですが、新規参入者への貸付等を行うことについて同意を得る事は、当面は困難と考えております。参考の新規参入者の参入状況は、個人経営から法人経営へ移行した 2 件と新規参入法人への経営継承を行った 1 件となっております。農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

2 最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定の②実績ですが、3 回、農地の集積について取り組んでおります。

次の頁の(3) 新規参入者相談会への参加の②実績は 0 です。

目標の達成状況の評語ですが、先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の結果の評語を記載しています。

推進委員等の点検・評価結果も先ほどの農業委員会の最適化活動の点検・評価の結果の人数を記載しています。

次の頁のローマ数字Ⅲ「事務の実施状況」です。1 総会、部会の開催実績は記載のとおり毎月定例総会を開催しております。

2 農地法第 3 条に基づく許可事務として処理件数と処理期間は記載のとおりです。

3 農地転用に関する事務ですが、権限移譲の状況として、上の○で北海道から村へ事務委任、下の○で村から農業委員会へ事務委任をしており、本来は都道府県の権限である 4ha 未満の農地転用許可を農業委員会が行っております。処理件数と処理期間は記載のとおりです。

4 違反転用への対応ですが、該当はありません。

以上が公表の内容です。決定後に、村及び全国農業会議所のホームページで公表する予定です。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたら、お願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、この内容で公表してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、この内容で進めていく事とします。

(10) 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

【議長】 それでは次に進みます。議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について説明致します。

中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記の利用権設定等 12 件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

売買の 1 件目、内容は議案のとおりで、先月の定例総会において買入協議の要請について審議した案件になります。

賃貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 1 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 1 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 3 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 2 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 4 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 2 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 5 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 3 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 6 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 3 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 7 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 4 件目から 7 件目で報告した件の公社の借り入れです。

賃貸借の 8 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 4 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 9 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 5 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 10 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 6 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

賃貸借の 11 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 7 件目で報告した件の公社の貸し付けです。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第 18 条第 5 項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

なお、家常委員と瀬田川委員につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

【議 長】 ただ今説明がありました。まず、売買 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて、賃貸借 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

(家常委員退室)

【議 長】 続いて、賃貸借 2 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

(家常委員入室)

【議 長】 続いて、賃貸借 3 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 4 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 5 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 6 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 7 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。

(瀬田川委員退室)
- 【議 長】 続いて、賃貸借 8 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。

(瀬田川委員入室)
- 【議 長】 続いて、賃貸借 9 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 10 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて、賃貸借 11 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

ます。

(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものと致します。

(11) 議案第 7 号 農用地の利用関係の調整について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 7 号、農用地の利用関係の調整について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 7 号、農用地の利用関係の調整について説明致します。農地中間管理事業規定第 8 条の規定に基づき申出があった農用地について、利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願いいたします。

1 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 13 頁に図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 14 頁から 15 頁に図面を付けております。

3 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 16 頁から 17 頁に図面を付けております。

なお、1 件目は、従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

また、2 件目と 3 件目は関係者全員の委任状が提出されております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件につきまして利用調整を行ってもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、利用調整をするものと致します。併せて、1 件目は従前と変わらないので、書類利用調整という形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、利用調整委員を選ばせていただきます。2 件目と 3 件目については関係者全員の委任状が提出されているということで、1 件目とあわ

せて利用調整を行うことにします。利用調整委員は、早坂委員、高橋英樹委員、田中委員、家常委員お願いします。

利用調整委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

（12）議案第 8 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 8 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 8 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

売買 2 件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 18 頁から 19 頁に申出地の図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 20 頁に申出地の図面を付けております。

【議長】 ただ今説明があったとおり、売買 2 件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは、あっせんをするものと致します。

それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。

1 件目及び 2 件目のあっせん委員ですが、瀬田川委員、井上委員、田中委員、私の 4 名です。よろしくお願い致します。

※あっせんの日程調整

【議長】 それでは 1 件目と 2 件目のあっせん委員会を 6 月 5 日午前 9 時からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願い致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和9年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて

【議長】 それでは、その他の方へ移らせていただきます。その他の1番目、令和9年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて、説明お願い致します。

※議案資料21頁から33頁により説明 要望事項があれば5月29日までに事務局へ連絡を

(2) 役場職員における6月～9月のクールビズについて

【議長】 次に3番目、役場職員における6月～9月のクールビズについて、お願い致します。

※クールビズについて説明

(3) 農業委員会親睦会慰労会について

※6月22日の慰労会について説明

(4) 令和8年 第6回農業委員会定例総会について

※第6回定例総会は、6月22日（月）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【職務代理】 以上で全て終わりました。任期満了がもう少しで来ます。皆さんくれぐれも体調など気を付けられまして、皆さんが元気で任期満了を一緒に迎えられることを期待いたします。それでは本日はお疲れさまでした。